

相活士月刊メールマガジン 12月号 ～ VOL26～

相活士事務局です。第 26 回目のメールマガジンとなっています。

ついにこの資格も 3 年目です。最後までご一読下さい。

なお、相活士の方には週に 2 回、遺言相続ドットコムの記事をみなさんのメールアドレスに

(原則火曜と金曜日) 送付しております。こちらの方もぜひご一読ください。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

目次

1. 要注意！リビングニーズ特約と相続税
2. メディア掲載情報
3. 毎週 2 回配信している“お役立ち情報”について
4. 相活士の更新が 1 年から 2 年に変わります
5. 代表理事の 2 年ぶり 3 冊目の新刊が発売されます！
6. 更新を迎える方へ
7. 相活士行動理念

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

1. 要注意！リビングニーズ特約と相続税

生命保険の「リビングニーズ特約」というものをご存じですか？

保険会社にお勤めの方であれば、もちろんご存じですよね。

被保険者の方が、医師から余命 6 ヶ月の宣告を受けた場合に、契約している死亡保険金の一定額を

生前に受け取ることができる特約です。(特約保険料は無料、生前に受け取れる金額は 3,000 万円が限度)

本来、死亡後に支払われる保険金を生前に受け取ることで、

“人生の最後に悔いのない時間を過ごすこと”、“経済的にも十分な治療を受けられるようにすること”

を目的としています。使い道は自由です。

本人やご家族に寄り添った素晴らしい特約ですし、終活を進めるうえでも、非常に重要な役割を持ちます。

ぜひ、この機会に加入している保険の契約内容を確認してみたいかがでしょうか。

ところが、このリビングニーズ特約ですが、「受け取れるだけ受け取っておこう！」と必要以上に

受け取ってしまうと、税金面で損をする可能性があるので注意が必要です。

結果的に、相続税を多く支払う羽目になってしまった方も結構いらっしゃいますので、先々リビングニーズ特約を使おうと考えている方や保険会社で営業をされている方は必ず頭に入れておいてください。

Q:「リビングニーズ特約で生前に受け取る保険金には税金がかかるの？」

A:「税金(=所得税)はかかりません。非課税です。」

しかし!

生前に受け取った保険金を使い切らなかった場合は、その残額は相続税の課税対象になります。

そのため、相続税対策の観点から言えば、リビングニーズ特約で生前に使い切れないほどのお金を

受け取ることはオススメできません。

もし、お亡くなりになった後に死亡保険金として受け取る場合は、「500万円×法定相続人の数」

の非課税枠が使えるので、相続税がかからなくても済む可能性があるのです。

生前に受け取った保険金にはこの非課税枠が使えませんので、良かれと思って使ったリビングニーズ特約で、思わぬ相続税が発生してしまうと困りますよね。

したがって、他にも相続財産があり、将来的に相続税を納める可能性のある方は要注意です。

目的を考え、計画的な金額設定を検討したうえで受け取らなければ、余分な税金を支払わなければならなくなります。

とはいえ、税金面の負担を優先して受け取る金額を決めるものではないと思います。

冒頭でも申し上げましたが、

“人生の最後に悔いのない時間を過ごすこと”、“経済的にも十分な治療を受けられるようにすること”

が最優先されるべきです。余命宣告を受けた本人の気持ちやしっかりと治療を受けるということ

一番に考えなければなりませんよね。本人とご家族の気持ちが一番大切なのです。

でも、できるかぎり税金も払いたくないな…

そんな気持ちも当然あるでしょう。

リビングニーズ特約で受け取らなくても、預金もある程度手元にあるし、

「相続税のことも考慮したうえで、リビングニーズ特約での受取額を決めたい。」という方は

次のように検討してみてください。

■死亡保険金の非課税枠が余っていない方

死亡保険金の非課税枠は、「500万円×法定相続人の数」でしたね。

その非課税枠よりも、遺族（相続人）が受け取る予定の死亡保険金額が大きい

（＝死亡保険金の非課税枠が余っていない）ときには、その超えている金額については、もともと相続税が課税されるものですので、リビングニーズ特約で受け取って、その分使ってしまうと相続税が減る結果になります。

（ただし、手元にある預金でも賄える場合には、そちらから使っても結果は同じなので、リビングニーズ特約でわざわざ受け取る必要はないでしょう。）

■死亡保険金の非課税枠が余っている方

（相続税で損する可能性もあるので要注意！）

非課税枠よりも、遺族（相続人）が受け取る予定の死亡保険金額が小さい

（＝死亡保険金の非課税枠が余っている）ときは、死亡保険金で受け取れば相続税が課税されない

ところ、リビングニーズ特約で生前に受け取って使い切れなかった残額がある場合には、その残額は現金として相続税の課税対象になりますので、使い切れる金額を検討して受け取るといいでしょう。

ちなみに、非課税枠が余っていても余ってなかろうが、

相続税には「3,000万円＋600万円×法定相続人の数」という基礎控除があり、さらに配偶者については、最大1億6,000万円までの非課税枠もあります。

死亡保険金の非課税枠が使えなくても、これらの範囲内に収まるのであれば相続税はかかりませんし、

これまで申し上げてきたことを総合的に考慮して、適切な受け取り方を検討・相談、アドバイス

するようにしてください。

ビジネスチャンスと信頼を広げよう！

「相続税の申告はどちらに依頼されるんですか？」の一言を

日々のお仕事や生活（お付き合い）の中で、相続の場に居合わせることもあるかと思いません。

例えば、生命保険会社にお勤めの方であれば、年に何度かは死亡保険金のお手続きをされることも

あるでしょう。

これまでは、死亡保険金のお支払いが完了（お客様の口座に着金）すると、「よかった！これで任務完了！」

とホッとされていたと思います。「なかなかすぐには追加の生命保険提案の話もしにくいし…」

とそこから先に話が展開していかないことも多かったのではないのでしょうか。

しかし！

ちょっと考えてみてください。

“死亡保険金をお支払いするという事”は、まさにそのご家族の“相続の場に居合わせているということ”です。

そんなときにこそ、相活士としての皆さんの出番です！

今後は相活士として、そこから先をビジネスに繋げることで、さらに信頼を深めていっていただきたいと思います。

「そうは言っても、どうしたらいいの？」

難しいことは考えずに、次の一言だけを伝えてあげてください。

「相続税の申告はどちらに依頼されていますか？」

これだけで結構です。すごく簡単ですよ！

さて、そのようにお伝えすると、それに対する返事は、ほぼ2つのパターンに分かれます。それぞれのパターンの返事に対する切り返し方も含めてご紹介します。

返事パターン①

「いやいや、我が家は相続税を払うほどの財産なんてないから申告は必要ないよ。」

「親戚・友人に（あるいは昔からお世話になっている）税理士がいるからそっちでお願いする

ことにしているよ。」

⇒こんな返事があれば、

「それならよかったです！もし困ったことなどが出てきたら何でもご相談くださいね。」と返してください。たとえ話が展開していかなくても、

“気にかけてくれてありがとう”と感謝されます。

※ただし、「昔からお世話になっている“銀行”で」と返事があれば、以下のパターン②にあるとおり要注意です。（身内の方が銀行にお勤めであれば仕方ないですが。）

返事パターン②

「どこに相談したらいいのかわからなくて困っていたところなの。どこか良いところ知らない？」

「銀行から強く勧められているんだけど、やっぱり銀行でやるのがいいのかしら？信用できるし。」

こんな返事があれば、

「よかったです！（知っています！）私も在籍している相続終活専門協会（あるいは私がよく知っているところ）でもお手伝いさせていただいていますので、一度お話を聞いてみませんか？」と返してください。

相続税の申告報酬（手数料）は、安いところ、高いところ、本当にマチマチで、依頼する先で

ウン十万（あるいはそれ以上）も違ってきます。

特に、銀行系や証券会社系は高額になることが多いです。

「銀行は手数料が高いと聞きます。私もお紹介することができますので、一度比較されて検討してみてもいかがですか？」と返してもよいですね。

※くれぐれも誹謗中傷にならないように気を付けてくださいね。

あとは、皆さまが知っていることだけをお伝え（お答え）し、当協会に繋げていただければ

（お電話いただければ）大丈夫です！

そんな皆さんの一言から、話がどんどん展開していきますし、皆さんのお仕事の成果に繋がることも

たくさんあります。たとえ繋がらなかったとしても、お客様からの感謝だけはきっといただけるはずです。

相活士としてのご活躍を祈念しています！

関西（西日本）エリアの相活士の皆さまへ

当協会代表の江幡が代表を務めています株式会社アレース・ファミリーオフィスが、今年7月に大阪・梅田に西日本支社を構えて半年近くが経ちました。

おかげさまでたくさんのご相談や同行等のご依頼をいただいております。

(当協会の機能も有しています。)

関西エリアでも相活士会員がどんどん増えていますが、日々のお仕事や生活の中で、相続や事業承継のことなど、ご質問やご相談、同行のご依頼などがありましたら、いつでも遠慮なく当協会へご連絡ください！

先日も「えっ！？電話してもいいんですか？」とか

「大したことではないし、自分もよく分かってないから遠慮が…」とおっしゃる相活士の方が

いらっしゃいました。

まったく問題ありません！

そのために頑張っ勉強して取得いただいた資格です。

西日本担当の営業マンがすぐに皆さんのもとへ飛んでいきますよ！

☆☆★☆☆

2. メディア掲載情報

代表理事の江幡が女性自身 12月24日号の中の特集

「相続トラブル実例6」に3ページにわたって様々な相続トラブル実例を紹介しています。

12月10日発売号ですのでコンビニ等においてあると思いますのでよろしければご覧ください。

☆☆★☆☆

3. 毎週2回配信している“お役立ち情報”について

毎週2回、ご登録いただいているメールアドレスに“遺言相続ドットコム・お役立ち情報”を配信しています。

ご覧になっていただいておりますでしょうか？

「毎回メールで届いているけど、会社のパソコンだと印刷ができなくて…パソコンの画面で見ているだけだと勉強しづらい。」という声もお聞きします。

会社のパソコンから印刷できるかどうかはお勤め先の使用制限によりますので、印刷できない場合は、

ご自宅やご自身のパソコンのメールアドレスに変更いただければ、ほぼ印刷できるようになると思います。

登録メールアドレスの変更は、ご連絡いただければすぐに対応いたしますので当協会まで

ご連絡ください。

また、「こんな話題のお役立ち情報がほしい！」といったご要望などありましたら、ぜひ教えてくださいね！

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

4. 相活士の更新が1年から2年に変わります

8月下旬に発送しました相活士新聞にもある通り、更新が1年から2年に変わります。例えば、2019年3月に合格した方は、翌年の2020年2月あたりに更新書類が届きます。その書類は2年更新（更新料3,000円×2年の6,000円税別です）となりますので、更新手続き完了後、新しい相活士認定証と相活士名刺が届きます。更新を忘れてしまわぬよう、協会からの郵送物はチェックしてください。また勤務先の変更等も漏れなく協会宛ご連絡をお願いします。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

5. 代表理事の2年ぶり3冊目の新刊が発売されます！

相続終活専門協会の代表理事である江幡による2年ぶり3冊目の書籍「プロが教える相続でモメないための本」がアスコムより1,320円（1,200円+消費税）にて出版されます。15日の週から全国の有名書店にて置かれることになると思います。内容は「相続争いは誰にでも起きうるという事例」、「遺言の書き方」、「他人の実際の遺言を公開」、「相続用語辞典」等内容は盛りだくさんです。有隣堂や紀伊国屋等の全国の大型書店に置かれますので是非ご一読ください。お客様に配ったりもできると思います。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

6. 更新を迎える方へ

相活士取得から1年が経過する前に皆様の勤務先に更新書類をお送りいたします。11月更新以降の相活士より更新費用のお支払い方法をコンビニ払い払込票に統一することに、なりました。払込票の更新費用は2年更新（1年更新料3,000円×2年の6,000円税別）となります。有効期限が近づきましたら、払込票とオリジナル名刺サンプルをお送りいたします。

名刺の記載に間違いがなく更新ご希望の相活士は払込票にて更新費用をお支払いください。
入金確認後、新しい相活士認定証と相活士名刺 100 枚を送付いたします。
既に、自動振替サービス確認書を提出済みの相活士も次回の更新より、口座引落ではなく
コンビニ払いの払込票となります。
ご不明な点やお問い合わせ等は協会までご連絡ください。
更新を忘れてしまわぬよう、協会からの郵送物はチェックしてください。
また勤務先の変更等も漏れなく協会宛ご連絡をお願いします。

※更新書類が届かなくなるので必ず異動があった場合、
事務局(03-5210-1233 もしくは info@sokatsu.jp)にご一報いただければと存じます。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

7. 相活士行動理念

相活士として、争続・争族（あらそうぞく）を避けるため、効果的な終活を推奨する
ことを使命とします

具体的には

- ① 遺言を書くことを推奨します。
- ② 死亡保険金受取人を熟考することを推奨します。
- ③ 遺言執行人を指定することを推奨します。中でも外部の法人にすることを推奨し
ます。

お申込みやお問い合わせは一般社団法人 相続終活専門協会

電話 03-5210-1238 ファックス 03-5210-1233

メール info@sokatsu.jp

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆